

令和3年度 県立高等学校(中等教育学校後期課程)の生徒及び保護者の皆さまへ

学習用端末購入費一部補助について



住民税非課税に準ずる※世帯(<u>※世帯年収目</u> 安(4人世帯):270万円以上350万円未満) の方に対し、支援を行っています。

詳細は、在籍する学校までお問い合わせください。

※今年度のみ全学年対象です。



端末本体購入金額の $\frac{1}{2}$ (上限22,500円)の補助

【申請期限】令和3年12月28日まで

【補助基準】

保護者等の

市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額の合算額が1円以上51,300円未満

(保護者が2人(両親)の場合、2人分の合計額となります) (市町村発行の課税証明書で確認)

領収書等(レシート可)の原本が必要 です。

- ①4/1以降の日付
- ②購入総額
- ③端末本体の購入金額が分かる内訳
- 4)販売事業者名





住民税非課税世帯の方は、「学習用端末の無償貸付」の対象となります。 (「一部補助」は対象外となります。)

> < 問合せ先> 茨城県立鉾田第一高等学校 TEL:0291-33-2161

箱収明細書